

令和9年度(新入学用品・4～6月分) 三芳町 就学援助制度のご案内

町では、町内に住民登録し居住しているご家庭の児童・生徒で経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの費用の一部を援助しています。

1. 援助の対象となる世帯（申請後に審査があります）

- ① 三芳町に住民登録があり、公立の小中学校に在籍する児童・生徒がいる世帯
- ② 税の申告を行い、以下のいずれかの認定基準に該当する世帯
 - (ア) **令和7年中**に同一世帯に所得のある方すべての合計所得額が、生活保護基準に基づく指数の1.3以下
 - (イ) 児童扶養手当を受給している家庭で、**令和7年中**に同一世帯に所得のある方すべての合計所得額が、生活保護基準に基づく指数の1.5以下
 - (ウ) 生計を共にする家族が不慮の事故及び病氣療養中など生計が著しく困窮した世帯

2. 申請手続き ※令和8年度に兄弟が令和9年6月分までの認定を受けている世帯は、申請の必要はありません。

受付期間 令和8年11月2日（火）～12月25日（金）

※1月認定（新入学用品費の支給対象）となるには、上記期間内の申請が必要です。

提出先 三芳町教育委員会学校教育課（三芳町役場5階） ※郵送不可

提出書類 就学援助費受給申請書（1世帯1枚） ※町HPでも入手できます

- 添付書類**
- 前年分（**令和7年分**）の所得を証明する下記の書類等のうち、該当するものの写し。
 - ① **令和8年度課税証明書** ※**令和8年**1月1日に三芳町に住所を有さない世帯員がいる場合。**令和8年**1月1日時点の住所地から取得し、提出してください。18歳以上の方は、所得がない場合でも必要です。
 - ② **児童扶養手当証書**（埼玉県発行の水色の書類） ※児童扶養手当を受給している場合
 - ③ **各種年金支払通知書** ※障害年金・遺族年金などの年金を受給している場合
 - ④ **失業手当受給資料**（総支給額のわかる書類） ※失業手当を受給している場合
 - ⑤ **その他手当等を受けていることが確認できる書類**
 - 貸家及び借間等にお住まいの場合、家賃を証明できる書類の写し。
（賃貸借契約書または家賃引落しの記帳がされている通帳など）

- 注意事項**
- ① 生活保護を受けている方は、申請できません。
 - ② 同一世帯に所得のある方すべての合計所得額が審査対象です。同一世帯に税の未申告者がいる世帯は、審査の対象とならず「否認定」となります。
※住民税において、配偶者控除や扶養控除を受けている方で収入のない方は、別途申告が必要です。また、収入のある場合でも、勤務先等から三芳町役場へ給与支払報告書が提出されていない場合は申告が必要です。
 - ③ 添付書類の不備、記入漏れ、押印漏れ等があると受け付けることができません。
窓口で申請書を記入する場合は、添付書類及び印鑑を忘れずにお持ちください。

3. 認定 及び 支給対象期間

審査結果は、令和9年1月中旬頃、郵送で通知します。

審査により就学援助の対象者として認定された場合、支給対象期間は「令和9年4月から6月まで」となります。新入学用品費については、別途下記表のとおり支給されます。

※令和9年7月以降も対象となるには、改めて申請が必要です。4月下旬頃、学校を通じて全校児童生徒にご案内を配布します。

4. 就学援助費

下表の金額は予定です。

なお、支給後に町外へ転出した場合は、返納していただくか、転出先市町村に支給済みの旨を通知します。

費目	支給対象	支給金額	支給（口座振込）予定
新入学用品費	新小学校 1 学年	64,300 円	小学校入学前支給（2 月） ※令和 9 年 1 月に認定されている者のみ
	新中学校 1 学年	81,000 円	中学校入学前支給（2 月） ※入学前の 1 月に認定されている者のみ
学用品費	小学校	969 円×月額	令和 9 年 4 ～ 6 月分：9 月
	中学校	1,894 円×月額	
通学用品費	小学校 2 ～ 6 学年	189 円×月額	
	中学校 2 ～ 3 学年		
校外活動費 （宿泊を伴わない）	小学校	対象経費	
	中学校	対象経費	
校外活動費 （宿泊を伴う）	小学校	対象経費	実施後
	中学校	対象経費	
修学旅行費	小学校 6 学年	対象経費	実施後
	中学校 2 学年または 3 学年		
給食費	小学校	5,500 円	支払いを免除（町に直接納入）
	中学校	6,400 円	

※支給通知は行いません。支給金額、支給時期等は上記の表をもとに、通帳などでご確認ください。

※就学援助は、学校での集金を免除するものではありません。学校の集金は必ずお支払いください。

※校外活動費、修学旅行費の対象経費とは、学年全体で均等に支払う経費です。（班別行動、お小遣い、おやつ代等は対象外。）

※学校、学年によって、校外活動を実施しない場合もあります。

※生活保護を受けている場合は、上表のうち修学旅行費のみ就学援助費から支給されます。それ以外は、生活保護費（教育扶助費）から支給されます。

お問い合わせ先

三芳町教育委員会 学校教育課 学務担当

電 話 049-258-0019 内線524・525

FAX 049-274-1056